

諮問庁：北九州市人事委員会

諮問日：令和4年4月15日（諮問第69号）

答申日：令和4年8月31日（答申第69号）

答 申 書

第1 審査会の結論

北九州市人事委員会が行った一部開示決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

令和4年1月17日付けで北九州市個人情報保護条例（平成16年北九州市条例第51号。以下「条例」という。）第16条第1項に規定する開示請求権に基づき行った、「令和3年度 昇任選考にかかる職員番号〇〇〇〇〇〇の昇任特評の内容及び課題作文の評定」を対象とする保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、同月28日付け北九行任第130号により北九州市人事委員会（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める（以下「本件審査請求」という。）。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、概ね次のように要約される。

- (1) 令和4年1月17日付けで求めた保有個人情報は、原処分の不開示理由に記載されている合否判定表に記載される情報ではなく、私個人の獲得した成績の開示を求めるものである。
- (2) 今回の昇任選考における結果並びに選考過程に関心はなく、すべて受け入れているので、他の受験者との順位等が推察できる情報も必要ない。
- (3) 現在の昇任選考において、筆記試験の成績開示には応じているのに、作文の成績開示には応じない姿勢や、定期評価が開示されているのに昇任特評の評価が開示されていないことは不公平である。
- (4) 選考結果に不満があるとか、結果を覆そうという意図は全くない。純粹に私自身ただ一人の成績を知りたいだけである。

第3 処分庁の主張

1 本件審査請求に至る経緯

- (1) 令和4年1月14日に令和3年度昇任試験（昇任選考）の第一次選考結果を公

表した。その後、審査請求人は、同月17日付けで、審査請求人が獲得した作文の成績及び人事評価の結果について、個人情報保護制度の開示請求に基づき請求を行った。

- (2) 審査請求人に対して、昇任試験における成績開示制度についての説明を口頭で行った。その上で、「北九州市人事委員会が、昇任試験の実施主体として保有している情報に対して開示請求を行った」という本人の意向を確認したため、開示判断を行い、その結果として令和4年1月28日付け北九行任第130号のとおり、一部開示決定を行った。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、概ね次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、「合否判定表に記載される情報ではなく、あくまで私個人の獲得した成績の開示を求めるものである」と主張するが、今回一部開示決定を行った「合否判定表」に記載のある内容が審査請求人の獲得した成績である。
- (2) 今回の決定は、原則として不開示情報にあたるもの以外は開示すべきという法の趣旨、及び、当課が所管している市職員採用試験業務において、自己の点数の開示請求がなされた場合に、不開示情報に該当する情報以外（項目名や枠組など）については開示していることを踏まえ、一部開示決定とした。
- (3) 不開示とした情報は、条例第18条第7号ア及びエに該当する。判断理由について、作文の成績開示は、採点等における弊害による作文試験を阻害するおそれ、他の評価が容易に類推できるおそれ、悪意ある多数の者から情報開示がなされるおそれがあり、受験生に大きな弊害をもたらすことにつながるものである。
また、人事評価の成績開示について、合否判定用に保有する人事評価に関する情報は、昇任試験の合否を判定するために各任命権者から特別に提供された情報であり、その開示に応じることとなると、各任命権者における人事評価制度の管理運営及び制度に対する信頼性そのものに多大な悪影響を与える。したがって、審査請求人が情報開示により受ける利益よりも、人事管理運営上において各任命権者に与える不利益の方がはるかに大きい。
- (4) 以上の理由により、作文及び人事評価の成績については、開示の対象には含まれていない。

第4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和4年4月15日 諮問の受付
- ② 令和4年6月24日 審議
- ③ 令和4年8月2日 処分庁からの意見聴取、審議

④ 令和4年8月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

当審査会は、本件審査請求の対象となった本件保有個人情報の一部開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のとおり判断する。

1 関係する条例について

(1) 条例第18条第7号ア及びエについて

条例第18条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない」と規定する。

そして、同条第7号は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とすることを規定し、さらに、同号アで「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」がある情報を不開示情報とすることを規定し、同号エで「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」がある情報を不開示情報とすることを規定している。

2 本件保有個人情報の不開示部分の条例第18条第7号ア及びエ該当性について

(1) 本件保有個人情報は、処分庁が一部開示決定を行った「令和3年度 昇任試験（選考）行政係長 合否判定表」（以下「本件合否判定表」という。）である。

本件合否判定表は、職員番号、氏名、作文■■■、評定■■■（係長）、合否及び備考の各欄で構成され、下部に総頁数及び当該頁数が記載されている。

そして、本件合否判定表の不開示部分には、審査請求人に係る作文の成績（以下「不開示部分1」という。）及び人事評価の成績（以下「不開示部分2」という。）が記載されており、審査請求人は、当該不開示部分の開示を求めていると認められる。

そのため、以下、不開示部分1及び不開示部分2について、検討する。

(2) 本件保有個人情報である本件合否判定表に関して、諮問庁から、本件合否判定表に含まれている情報の取扱いについて、特別の配慮を必要とする旨の申出があり、これを受け当審査会として必要な調査を行った。

当審査会において、条例第51条の規定に基づく処分庁に対する調査及び本件合否判定表の見分を行った結果、本件合否判定表には、審査請求人に係る成績等の秘匿性の高い人事管理上の情報が記載されていることが認められる。

(不開示部分1について)

仮に、不開示部分1が開示された場合には、処分庁が主張するように、昇任選考におけるもう一つの評価である人事評価の内容が類推できるおそれがあることから、条例第18条第7号エの「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」が生じることが認められる。

(不開示部分2について)

次に、仮に、不開示部分2が開示された場合には、当該情報は人事評価そのものであり、秘匿性の高い人事管理上の情報であることから、同号エの「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」が生じることが明らかである。

なお、本件合否判定表は、不開示部分も含めて、今後の昇任選考、人事管理等の基礎資料になり得るものであるが、本件開示請求に対して、処分庁は、前記第3-2(2)のとおり、不開示情報に該当する情報以外は開示するという一部開示決定を行ったものであると認められる。

以上の処分庁の判断に、明らかに違法又は不当な点があるとは認められない。

- (3) よって、当審査会は、条例第18条第7号ア該当性について論じるまでもなく、同号エに該当するため、本件保有個人情報に係る原処分の一部開示決定は妥当と判断する。

3 まとめ

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本件審査請求には理由がないと認められるので、前記第1のとおり判断する。

北九州市個人情報保護審査会

会長	時 枝 和 正
委員	姜 信 一
委員	重 永 西 子
委員	日 高 京 子
委員	松 木 摩耶子